

今後の相談体制

児童福祉法改正に伴い、児童相談所から子ども家庭支援センターへの逆送致、指導委託が新設（児童福祉法 第 26 条第 1 項第 2 号、第 3 号）

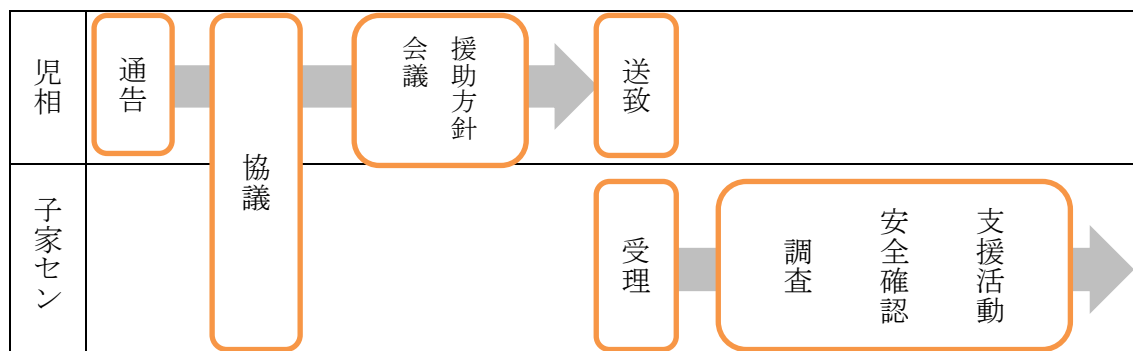
通告受理後、原則 48 時間以内に子どもを直接目視により安全を確認（児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策）

子ども家庭支援センターと児童相談所との連携・協働のための「東京ルール」「共有ガイドライン」の見直し（平成 31 年 4 月から移行、10 月実施予定）

◆逆送致…「主担当機関」を児童相談所から子ども家庭支援センターへ変更

児童相談所による指導よりも、区市町村による身近な支援が適切と考えられる事例

- ① 近隣・知人からの泣き声通告ケース
- ② 警察からの面前 DV 等の書類通告ケース
- ③ その他身近な支援の方が適しているケース



◆指導委託…児童相談所による行政処分である指導措置について委託

- ① 児童相談所としての援助が終了間近であるケースの指導
- ② 児童養護施設等からの家庭復帰後の指導
- ③ 同居児童の届出を行った家庭への指導

